

発議第10号

松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和4年12月2日

提出者

市議会議員	清水	みな子
〃	増田	好秀
〃	中山	幸紀
〃	稲葉	健二
〃	越川	雅史



松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議

松井努議員（会派「緑風会」）は、令和3年12月8日の市川市議会本会議において、他人の私生活にわたる言論を展開したばかりか、市議会議員に当然に課せられている守秘義務に反する形で、市議会議員としての職務を通じて入手した一市民の機微情報までも暴露した。

松井議員のかかる言動は、地方自治法第132条が規定する「品位の保持」に明らかに抵触するばかりか、市民の市政及び市議会、市議会議員に対する信頼を失墜させる許されざる行為であることから、これを不問に付すことは社会正義に反すると判断した有志議員が懲罰動議を発議し、過半数を超える議員がこれに賛成し、懲罰動議が可決されるに至ったものである。

そして、松井議員自身も、令和4年2月8日の本会議において一連の経緯と事実関係を認めた上で、「地方自治法第132条に違反した行為であり、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ありません。ここに深く反省し、誠意を披歴して陳謝いたします」と、懲罰を受け入れ、本会議場において陳謝したことから、本件は決着したはずであった。

しかしながら、松井議員はその後の3月7日付で懲罰動議に賛成した市議会議員22名に対し「金1,100,000円を支払え」などとする裁判を市川簡易裁判所に対し提訴した。神聖であるはずの本会議場において「地方自治法第132条に違反した行為であり」「ここに深く反省し、誠意を披歴して陳謝いたします」と、自ら懲罰を受け入れ陳謝したにもかかわらず、それから1か月も経過していない文字通り舌の根も乾かぬうちに懲罰に賛成した議員に対し訴訟を起こす行為は、前代未聞の暴挙であるばかりか、地方自治法及び市川市議会を愚弄する行為であり、懲罰制度を有名無実化し、議会の権威と秩序、品位を汚す、地方議会制度に対する悪質な挑戦に他ならない。

ましてや松井議員は、市川市議会において議会運営委員長として地方自治法

や市川市議会会議規則に基づく議会運営を経験し、市議会議長を2度にわたり務めていることから、本来なら地方議会の運営に最も精通している市議会議員としての他の模範となるべき立場にあることに鑑みれば、その責任は強く問われるのが当然の道理である。

よって本市議会は、松井努議員に対して、改めて地方自治法第132条に違反した責任を問うとともに、懲罰制度を有名無実化する悪質な挑戦をして、市川市議会の権威と秩序、品位を汚した責任を強く問うものである。

については、松井議員自らの判断において、潔く直ちに市議会議員の職を辞することを含め、市民ならびに市議会に対して分かりやすい形で、地方自治法第132条に違反した自らの責任の取り方を示すよう勧告する。

以上

#### 提案理由

松井努議員（会派「緑風会」）に対し、地方自治法第132条に違反した責任を改めて問うとともに、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告するため本決議を提案するものである。